一般廃棄物処理手数料に係るインボイス制度への対応について

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。 このことについて、当組合の一般廃棄物(ごみ・し尿)処理手数料においては、以下の とおり対応いたします。

なお、当組合の登録番号は、「T5000020048691」となります。

○し尿汲み取り券代金

し尿の汲み取りを行う際、し尿汲取券の受け取りに伴って、インボイス制度に対応した「汲取券受領書」を発行します。

① し尿の汲取りが行われる



② し尿汲取券での支払い



③ インボイス対応の 汲取券受領書を発行

○ごみ処理手数料

①岩沼東部環境センター

ごみの直接搬入時に、手数料を支払うと自動精算機からインボイス制度に対応した 計量票兼領収証を発行します。

① ごみの搬入



② 自動精算機で 手数料の支払い



③ インボイス対応の領収証を発行

②亘理清掃センター

ごみの直接搬入時、受付にてインボイス制度に対応した計量票兼領収証を発行します。

① ごみの搬入



② 受付の窓口で 手数料の支払い



③ インボイス対応の領収証を発行

問い合わせ先: 亘理名取共立衛生処理組合 総務課(0223-22-1717)